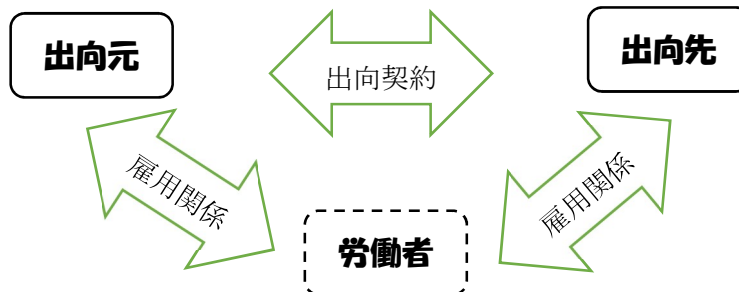


## 【在籍型出向についての概要】

(厚労省資料より抜粋)

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



(出向と派遣の違い)

いわゆる出向は、出向元事業主と何らかの関係を保ちながら、出向先事業主との間において新たな雇用契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する形態です。

在籍型出向は、出向元事業主との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向先事業主に雇用させることを約して行われていることから、労働者派遣には該当しません。しかし、在籍型出向の形態は、労働者供給に該当するので、その在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第44条により禁止される労働者供給事業に該当するようになります。

### ■コロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図るために行う取組みについては、基本的には「業として行う」ものではないと考えられます。
- なお、例えば、当初から出向させることを目的として雇い入れて出向を命じたり、コロナの影響がなくなった後に新たに出向を命じたりするなど、コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えることのないよう、留意が必要です。

(相談先) 産業雇用安定センター岐阜事務所

岐阜市鶴舞町 2-6-7 ワークプラザ岐阜 3階 TEL 058-246-7060

## 【市が想定する在籍型出向の仲介について】

市では、雇用を調整している事業所（出向元）と、雇用者を受け入れたい事業所（出向先）の条件（人数、期間、資格、勤務場所、勤務時間、給与等）を共に事前に登録してもらい、出向先事業所が求める条件から出向元事業所を紹介するものです。そこで双方で問題となる点があれば、国・県などの制度を紹介しながら、解決に向けた手助けができればと考えています。